

福岡県医師会第 1603 号 (地)
平成 26 年 9 月 6 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

組合員証等のカード化に伴う事務の取扱いについての一部改正について
(国家公務員共済組合)

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令により規定する国家公務員共済組合法施行規則の改正による組合員証等（組合員証及び組合員被扶養者証、高齢者受給者証並びに船員組合員証及び船員組合員被扶養者証）のカード化に関しましては、平成 19 年 11 月 2 日付け福岡県医師会第 1359 号（地）にてご連絡申し上げているところですが、今般、組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて、財務省主計局より日本医師会を通して別紙の通り参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

日医受第 576 号(保 106)
平成 26 年 8 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について
(国家公務員共済組合)

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令により規定する国家公務員共済組合法施行規則の改正による組合員証等(組合員証及び組合員被扶養者証、高齢受給者証並びに船員組合員証及び船員組合員被扶養者証)のカード化に関しましては、平成 19 年 10 月 22 日付け日医発第 648 号(保 131)にて、ご連絡申し上げているところでありますが、今般、組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて、添付資料のとおり一部改正することとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

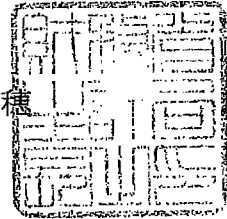
【添付資料】

1. 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について
(平 26.7.25 財計第 2193 号 財務省主計局長)
2. 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて(新旧対照表)

財 計 第 2 1 9 3 号
平成 2 6 年 7 月 2 5 日

日本医師会会長 殿

財務省主計局長 田 中 一 穂



組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについての一部改正について

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて（平成 1 9 年 9 月 2 1
日付財計第 1 9 8 0 号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知し
ます。

(別紙)

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて（平成19年9月21日付財計第1980号）の一部を次のように改正する。

第2の1中「平成22年3月31日付財計第667号通達「組合員証等の更新等について」第2の1に基づき本部長が定めた」を「少なくとも5年ごとに、7月からその年の10月までの間で本部長が定める」に改める。

附 則

この改正は、平成26年7月25日から施行する。

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
○ 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて (平成19年9月21日付財計第1980号) <u>改正平成26年7月25日付財計第2193号</u> 第2 (略) 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、施行規則第92条第1項（施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第125条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく組合員証等の検認については、<u>少なくとも5年ごとに、7月からその年の10月までの間で本部長が定める期間に実施することとする。</u> 2 (略)	○ 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて (平成19年9月21日付財計第1980号) 第2 (略) 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、施行規則第92条第1項（施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第125条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく組合員証等の検認については、<u>平成22年3月31日付財計第667号通達「組合員証等の更新等について」第2の1に基づき本部長が定めた期間に実施することとする。</u> 2 (略)